

広島県告示第千号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十一条第四項前段の規定によつて、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

令和八年十月八日

広島県知事 横 田 美 香

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員	委 任 し た 事 務	委任した年月日
西部県税事務所に所属する次の職員 小清水 直美	西部県税事務所税務管理課の所掌に属する旅費（当該出納員の所属する当該機関の他の出納員の分掌事務に係るものを除く。）のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	令和八年九月一七日